

第二期流山市 GIGA スクール構想業務委託公募型プロポーザル質問回答書

番号	質問事項	回答内容
1	本件契約するにあたり、委託料の平準化を目的に第三者を契約に含め、物件の保有・提供、ソフトウェアの再使用許諾、契約期間終了後の物件引き取り及び委託料の請求等を担務させることを容認いただけますでしょうか。	本件は流山市と受託者の二者での契約です。
2	本件にて発注者様に提供される物件の使用にあたり、善管義務が発注者様にあるとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
3	仕様書 P4_5全体概要_7調達範囲 調達範囲一覧に学習端末(千葉県共同調達で採択された端末)とありますが、学習端末自体の調達は本契約に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	仕様書 P10_5全体概要_(2)学習系ネットワーク_ア)～ウ) 設置作業については、公立学校情報機器整備事業費の補助対象となるとの記載がありますが、補助金には上限があるため本件だけでは算定不可となります。提案金額提示時点では補助金を見込まないとの認識でよろしいでしょうか。また、県より補助金の申請可否及び内示をいただき次第、金額の調整を行う認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
5	仕様書 P10_5全体概要_(2)学習系ネットワーク_ア)～ウ) 公立学校情報機器整備事業費補助金について、受注者の責によらず、補助金の交付が受けられない、若しくは減額して交付される場合、また補助金の返還義務が発生した場合、受託者側は費用負担しないという認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。

6	仕様書 P13_10既存機器の取り扱い(2)既存機器の解体撤去_ア 既存機器撤去リストに記載の物件について、一部機器については、流山市様より第三者(受託者が依頼する撤去業者等)に物件の所有権を移転していただくことが必須となりますが問題ないでしょうか。また、物件撤去後の取り扱いについて、機器によっては物理破壊や国が推進する3R 政策に沿ってリユースリサイクルで対応させていただくことは可能でしょうか。	可とします。
7	仕様書 P13_10既存機器の取り扱い(2)既存機器の解体撤去_イ 別紙既存機器一覧に記載がある機器について、機器の数量に不足が発生した場合、物件の搜索及び処分は貴市にて行うとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
8	仕様書 P17_12その他_(2)契約満了時の対応_ア 契約満了時は学習端末を除いて返却いただきますが、返却後のデータ消去は必要となりますか。必要な場合、消去作業完了報告書の提出は必要でしょうか。	御認識のとおりです。データ消去作業終了後は、データ消去証明書の提出をお願いします。
9	仕様書 P17_12その他_(2)契約満了時の対応_ア 記載の「学習端末」は本件にて導入する「学習端末(追加)」との認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
10	技術提案書作成要領に記載されている別紙「第二期流山市 GIGA スクール構想業務委託に関わる公募型プロポーザル審査要領」及び別紙「評価基準表」を頂くことは可能でしょうか。	審査要領は別紙として本市 HP に掲載しました。 評価基準表は実施要領「スケジュール」に記載のとおり、令和7年11月11日に本市 HP に掲載します。
11	新設校用として市が令和6年度に整備した既存の校務端末を設定変更して利用するとありますが、今回整備する校務端末を主として、既存端末は校務の予備機という運用形態でもよろしいでしょうか。	可とします。

	か。	
12	指導者用端末として市が令和6～7年度に整備された既存端末を再設定するとありますが、設定及び再配備は何台必要でしょうか。また、残りの端末はどのようにすればよろしいでしょうか。	1,200台を設定配付予定です。残りの端末は、市が指定する保管場所に配送願います。
13	資産管理システムについて、校務端末の紛失時には遠隔操作によりデータ消去・ロックを行えることとありますが、Intune にも同様の機能があるため、この機能については Intune 側での対応でもよろしいでしょうか。	市が求める基準に達すれば可とします。
14	校務端末の周辺機器として、外付け Blu-ray ドライブ、マルチメディアカードリーダー、デジタルカメラ等の撮影機器と記載がありますが、こちらは必須項目でしょうか。必須の場合、各校に何台ずつ必要となりますでしょうか。	必須項目です。 Blu-ray ドライブとマルチメディアカードリーダーは各校3台、デジタルカメラは小中学校での使用を想定して御提案ください。
15	校務用プリンタについて、USB ケーブルは全台分必要となりますでしょうか。	校長室設置用プリンタのみ USB ケーブルが必要です。
16	契約書案の御提示をお願いいたします。	こちらを御確認ください。 https://www.city.nagareyama.chiba.jp/res/projects/default_project/page/001/005/500/2023.9.1koushin/2023.9.1.samplekeiyaku.7.pdf
17	本件の履行にあたり業務の一部を第三者に委託してもよろしいでしょうか。 再委託が認められる場合、業務責任者等は再委託先からの選出でもよろしいでしょうか。	業務の一部を第三者に委託することは可とします。 なお、業務責任者等は受託者から選出してください。

18	仕様書 P4_5全体概要_7調達範囲 調達範囲一覧に学習端末(千葉県共同調達で採択された端末)とありますが、学習端末自体の調達は本契約に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	質問番号3の回答を御覧ください。
19	仕様書 P13_10既存機器の取り扱い(2)既存機器の解体撤去_ア 既存機器撤去リストに記載の物件について、発注者様より弊社及び弊社指定第三者に物件の所有権を移転していただくことが必須となります。物件撤去後の取り扱いについては、国が推進する3R 政策に沿ってリユースリサイクルで対応させていただくことは可能でしょうか。	質問番号6の回答を御覧ください。